

《生徒の心得》

健全な人間形成と快適な学生生活のために、以下を本校生徒の心得とし、実際の行動については各自の自覚と良識に期待する。

1 挨拶

校内・外において常に元気な挨拶を心がける。

2 服装・頭髪

服装は清潔・質素・端正にする。

頭髪については、衛生的であること、運動・学習に適していること、他人に不快感を与えないことを原則とする。

なお、制服等については別に定める規則による。

3 校内生活

時間厳守を行動原則とする。

校内外の美化整頓につとめ、公共物を大切にする。

生徒手帳を携行し、学校生活および高校生としてふさわしくないものは携帯しない。

別に定める諸届や願いを必要に応じて提出する。

4 校外生活

外出の際は、公衆道徳に基づき行動する。

法で禁じられている行為はいかなる時も行わない。

事故・災害が発生したときはすみやかに学校に連絡する。

5 交通安全

登下校に限らず、常に交通法規を守り、自他の安全に細心の注意を払う。

自動車・原付自転車の運転並びに免許取得については別に定める規則を厳守する。

6 携帯端末について

登校したら電源をOFFにし、下校時（校舎を出る）まで使用してはならない。

「放課後の使用」についても全面禁止とする。また、図書室等においても同様とする。

（携帯端末は身につけず、カバン等で保管）ただし、やむをえない事情（授業で使用、緊急を要するもの等）がある場合は、職員等に許可を得て使用する。

7 選挙について

選挙運動及び政治的活動については、関係する法律を遵守するとともに、本校生徒としての自覚をもって行う。

8 上記項目2～7に違反の事実が認められた場合は、本校所定の処置をとる。

《一般生活規程》

1 登校後、授業終了まで外出はしない。やむを得ない場合は担任に申し出、外出許可を受ける。

2 通学に自転車を使用しようとする者は、年度始めまたは必要が生じたときに定められ

た手続きで通学許可を受ける。ただし、自転車損害賠償責任保険等の加入を原則とし、未加入は通学を認めない。ヘルメットの着用についても、事故防止の観点から強く推奨する。許可された者は、本校の定める標識を車体につけ、指定の場所に置くこととする。

3 以下の場合、本校所定の様式で届または願い出を行い、許可または適切な指導を受ける。

- ・欠席・遅刻・早退・欠課をする場合（公欠・忌引き等を含む）。学則第 10 条による。
- ・下宿をしたり、住所または氏名を変更する場合。学則第 20 条による。
- ・留学・休学・復学・転学をしようとする場合。学則第 21, 22, 23, 24 条による。
- ・校内で集会会合を催す場合、または校舎・校具を借用する場合。
- ・校舎内にポスター等の掲示、パンフレット等の配布を行う場合。
- ・休日に校舎を利用する場合。
- ・旅行・登山・キャンプ等を行う場合。
- ・校内の施設・備品を破損した場合。
- ・校内で火気を使用する場合。
- ・金品の紛失または拾得をした場合。
- ・長期休業中にアルバイトを行う場合。（詳細は別に定める。）
- ・各種証明を受ける場合。

《制服等に関する規則》（令和 6 年度入学生から適用）

1 制服については以下の冬服・夏服の 2 種とし、登下校時および校内で着用する。着用期間については別に指示する。

1 制服は以下の冬服・夏服の 2 種とし、登下校時及び校内で着用する。

冬服 （10 月～5 月）

・男子は指定のジャケット、スラックス、ネクタイを着用し、左襟に学年章をつける。

ワイシャツは白無地カッターを着用する。

学校指定のベスト、カーディガンジャケットの下に着用しても良い。

・女子は指定のジャケット、スカート、リボンを着用し、左襟に学年章をつける。

スカート丈は上限を膝上とし、下限はそれより 10 cm 下までとする。

ブラウスは白無地を着用する。

学校指定のベスト、カーディガンジャケットの下に着用しても良い。

スカート、リボンの代わりに指定のスラックス、ネクタイを着用しても良い。

夏服 （6 月～9 月）

・男女ともに冬服のジャケットを脱ぎ、白無地のワイシャツ、ブラウスを着用する。

シャツ等の裾は、スラックス、スカートの中に入れる。

学校指定のベストを着用しても良い。

指定の夏用スラックス、スカートを着用しても良い。

ネクタイ、リボンは着用しなくても良い。但し、着用する場合は、第一ボタンをしっかりと留めて着用する。だらしのない着用（ネクタイ、リボンを下げて）は認めない。

※ 規格等に違反が見られる制服を着用した場合、着用を禁止することがある。

※ 制服の改造等を行なった場合、正規のものを再購入してもらうことがある。

2 上履きは体育時と兼用し、学校で指定した靴を使用する。

3 頭髪の脱色、染色、つけ毛等を禁ずる。

4 化粧、ピアス、ネックレス、指輪、マニキュア等の無用の装飾を禁ずる。

5 やむを得ない理由により異装をしなければならないときは、事前にクラス担任に届け出た上で、許可を受ける。

6 上記項目に違反の事実が認められた場合、本校所定の処置をとる。

《アルバイトに関する規則》

アルバイトについては、原則禁止とする。

[理由]

本校は、地域を代表する進学校である。アルバイトにより、学習時間の減少による学業の停滞、および進路実現に向けた取り組みに支障をきたす恐れがある。予期せぬ事件・事故等に巻き込まれたり、問題行動の契機となる場合がある。

ただし、特別な事情がある場合は、別途、生徒指導・担任で協議する。

なお、長期休業中については、以下のとおりとする。

1 就業期間

・長期休業中の限度日数…夏季：10日、冬季：7日、春季：7日

2 就業時間

・午前9時～午後6時のうち7時間以内

3 就業地域

・糸魚川市内および居住地域近辺

4 禁止業務

・パチンコ店、ゲームセンター等の遊技場での業務

・土木業、鉱業、建設業、運送業等で、特に危険とみなされる作業等の業務

・居酒屋、ビアガーデン等の酒類の提供を主とする店舗での業務

・旅館、喫茶店での業務

・飲食店、「海の家」等における酒類の提供業務（ただし、調理補助や食事の提供等の業務は除く）

・住み込み、宿泊を伴う業務

5 注意事項

1年生の1学期間は、高校生活への適応期間であるため許可しない。

学業不振者、および生活行動に問題のある生徒については許可しない。

無断アルバイト、および規則違反が認められた生徒は厳重に指導する。

《免許の取得および運転並びに通学に関する規則》

1 原動機付自転車運転免許の取得について

運転免許の取得は、主として通学のためであること。これ以外の目的で必要とするものについては、保護者の責任において認める。ただし、以下の条件および手続きを経たものに限る。

※ 免許の種類は「原動機付自転車運転免許」であること。「自動二輪運転免許」の取得は在学期間中（特例を除く）は認めない。

（１）取得時の規制……………取得のために授業（全ての学校行事を含む）を欠かないこと。

1 年生は 1 学期の終業式以降に取得のための受験を認める。

（２）受験の届出……………取得の前にあらかじめ保護者連署の上、「運転免許受験許可願」を担任に提出すること。

（３）取得の届出……………取得者は免許証交付後 1 週間以内に「運転免許取得届」を担任に提出すること。

（４）取得の制限……………学業成績・性行等問題のあるものについては、保護者・担任・生徒指導部で協議の上、許可しない場合もある。

2 運 転

原動機付自転車の運転に際しては、交通法規はもちろん、本校で定める以下の点について厳守しなければならない。

（１）車両の限定……………使用する車両は本人・家族のものに限定し、車両の貸借を禁止する。

（２）ヘルメットの限定…フルフェイスまたはジェット型を着用する。
半キャップは認めない。

（３）整備上の注意……………車両の点検・整備および保険に関しては保護者が責任を持って実施励行する。

（４）違反時の届け出……………事故および違反を犯した場合は、道路交通法に定められた処置をとり、その後速やかに学校へ届け出なければならない。

（５）通学の制限……………通学許可を得ない者の本校および学校周辺への乗り入れは厳に禁止する。

（６）指導……………上記各項目に違反の事実が認められた場合には、本校所定の処置をとる。

3 通 学

原動機付自転車（以下、原付バイクと称す）を使用して通学を希望するものは、以下の規則を遵守し、所定の手続きを必ず行うこと。

（１）通学許可区域

下記の①～⑤の地域に住んでいるものは通学を許可しない。

ただし、下記①～⑤以外の区域で、最寄りの駅より2km以上離れた所に住んでいるもの限り、その駅までの通学を認める。なお、国道8号線を使用しなければならない場合については、生徒指導部で判断する。

(詳細は地図を参照)

- ① 浦本方面…国道8号線早川橋以西
- ② 早川方面…北陸自動車道高架以北
- ③ 西海方面…水保三叉路以北
- ④ 青海方面…姫川橋以東
- ⑤ 大野方面…北陸自動車道高架以北

(2) 使用時の手続き

- ① 使用願いの提出…1—(1)～(4), を正しく完了したのち「バイク通学許可願」を担任に提出する。
- ② 登録……………ステッカーの交付, ステッカー代金の納入をもって使用許可とする。
ただちに車体およびヘルメットの指示された箇所に貼る。
- ③ 登録の更新……………既登録者については、毎年4月はじめに登録更新を行う。

(3) 通学時の注意

- ① 駐車上の注意……………学校のバイク置き場の指定された場所に置くこと。
また、バイク置き場には登下校時以外は立ち入らないこと。
- ② 運転上の注意……………運転に際しては2—(1)～(6)を厳守すること。
- ③ 指導……………上記各項目に違反の事実が認められた場合には、通学許可の取り消しを含む本校所定の処置をとる。

4 普通自動車運転免許の取得について(3年生のみ)

普通自動車運転免許の取得は、卒業後の社会生活を送るための準備であること。ただし、以下の条件および手続きを経た者に限る。

- (1) 自動車学校への入校…原則、入校式も含み1月中旬(共通テスト)の指定された日以降とする。但し、就職内定者、共通テストを受験しない進路内定者は、学業に支障が無い限り、2学期末考査後、保護者の責任のもと、認める場合もある。また、1月中旬(共通テスト)後、合宿免許を希望する場合は、許可する(*学校から呼び出しがある場合、卒業式予行、卒業式は、合宿中であっても、学校を優先する)
- (2) 入校願の提出……………入校式の1週間前までに所定の願を提出すること。
- (3) 取得届の提出……………1—(3)に準ずる。
- (4) 取得の制限……………1—(4)に準ずる。
- (5) 運転の禁止……………いかなる理由でも在学期間中(卒業式まで)の運転は認めない。